

国が法令・要綱にて使用している名称についての整理

【地域支援事業実施要綱上で使用している名称】

●地域支援事業

→総合事業

- + 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- + 包括的支援事業（社会保障充実分）
- + 任意事業

●介護予防・日常生活支援総合事業 = 総合事業

→介護予防・生活支援サービス事業 + 一般介護予防事業

●介護予防・生活支援サービス事業

→訪問型サービス（第1号訪問事業）

- + 通所型サービス（第1号通所事業）
- + その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）
- + 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

●訪問介護相当サービス

→訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち現行の介護予防訪問介護相当

●通所介護相当サービス

→通所型サービス（第1号通所事業）のうち現行の介護予防通所介護相当

【介護保険法上で使用している名称】

●地域支援事業

●第一号訪問事業

●第一号通所事業

●第一号生活支援事業

●第1号介護予防支援事業